

平成 29 年度水産加工業経営改善支援事業募集要領（第 2 次募集）

1 目的

水産加工業支援センター（以下「支援センター」といいます。）では、経営改善に前向きな水産加工業者が取り組む国産加工原料を確保するための事業（以下「水産加工業経営改善取組事業」といいます。）を支援するため、当該事業の参加者を公募します。

2 公募対象事業

(1) 公募対象事業の目的・内容

近年の著しい気候変動の影響を受け、国産水産物の水揚げ時期・水揚げ場所が激しく変動する中、国民に対する水産物の安定供給及び水産加工業者の経営改善を図るため、水産加工業者が国産加工原料の調達、保管を行う水産加工業経営改善取組事業（以下「取組事業」といいます。）であって、次の要件を満たすものです。

- ア 気候変動の影響による国産水産物の水揚げ時期・水揚げ場所の変動等により、原料の調達方法を大幅に変更する取組であること
- イ 国産加工原料を安定的に確保することとしていること
- ウ 取組事業の実施により当該水産加工業者の経営改善が図られるとともに、国民に対する水産物の安定供給に資するものであること
- エ 浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に掲げる浜の活力再生プラン地域水産業再生委員会の構成員であること又は同プラン策定地域から原材料を調達している等関連性のあるものであること

(2) 事業実施者

事業実施者は、水産加工業者であって、次の全ての要件に合致すると認められる者です。

- ア 気候変動による水揚げ時期・水揚げ場所の変動等により影響を受けていること
- イ 経営改善のために国産加工原料の調達方法を大幅に変更する取組事業の計画を策定すること
- ウ 過去に本事業で採択されていないこと

上記ア、イ及びウに該当する水産加工業者であって、所属する水産加工業協同組合等を経由して提出する場合は、課題提案書の提出前に支援センターまでご相談ください。

3 助成対象経費及び助成率

取組事業に要した次の経費について、1 / 2 以内の額を平成 29 年度の助成予算（総額 25,018 千円）の範囲で助成します。対象とする事業者は 3 者以上を予定しております。

- ア 運送経費
- イ 冷蔵、冷凍庫、倉庫入出庫料及び保管料

ウ 水産物の買取に要する借入金の金利

(事業実施者の、加工原料の調達に係る買取代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利)

エ 水産物の販売受託に要する借入金の金利

(事業実施者の、加工原料の調達に係る仮払代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利)

4 事業の期間

支援センターによる助成金の交付決定日から平成 30 年 3 月 31 日までです。助成金の交付決定前に支出される経費及び交付決定前に実施した事業(注)は助成の対象となりませんのでご注意ください。

(注) 交付決定前に調達した原料等に係る経費は、助成対象となりません。

5 助成金の支払方法

精算払とします。ただし、事業実施者からの請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができます。

6 課題提案書の作成等

(1) 課題提案書の内容

- ア 平成 29 年度水産加工業経営改善取組事業課題提案書 別紙様式第 1
- イ 平成 29 年度水産加工業経営改善取組事業課題提案書別添 別紙様式第 2
- ウ 平成 29 年度水産加工業経営改善取組事業課題提案者の概要、定款、直近 3 ヶ年度の貸借対照表及び損益計算書(又はこれらに代わるもの)、履歴事項全部証明書(又は登記簿謄本・抄本) ※写し可

(2) 課題提案書の提出期限、提出場所及び問合せ先等

ア 提出期限

平成 29 年 5 月 31 日(水) 午後 5 時必着

イ 事業内容、課題提案書等の作成、提出場所・提出に関する問合せ先

水産加工業支援センター

(代表機関) 全国水産加工業協同組合連合会

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-5-4

ユニゾ人形町三丁目ビル 5 階

担当者 佐々木(ささき)、下村(しもむら)

T E L : 03-3662-2040

ただし、問合せについては、(月)～(金)(祝祭日を除く。)で、
午前10時～午後5時(正午～午後1時を除く。)とします。

ウ 提出部数等

以下の提出書類一式を1つの封筒に入れ、「水産加工業経営改善支援事業取組事業計画在中」と封筒の表に朱書きをして提出して下さい。なお、提出書類は返却しません。また、機密保持には十分配慮し、審査等に限り使用し、応募者に無断で他の目的には使用しません。提出書類については、審査に必要な場合、別途提出していただくことがあります。

- | | |
|---|-----|
| (ア) 平成29年度水産加工業経営改善取組事業課題提案書 | 1部 |
| (イ) 平成29年度水産加工業経営改善取組事業課題提案書別添 | 1部 |
| (ウ) 平成29年度水産加工業経営改善取組事業課題提案者の概要、定款、
直近3ヶ年度の貸借対照表及び損益計算書(又はこれらに代わるもの)、
履歴事項全部証明書(又は登記簿謄本・抄本) | 各1部 |

エ 提出にあたっての注意事項

- (ア) 課題提案書等に使用する言語は、日本語とします。
- (イ) 課題提案書等の書類の提出は、原則として郵送、レターパック又は宅急便としますが、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とします。ファクシミリ又は電子メールによる提出は受けません。
- (ウ) 課題提案書等を郵送等する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって下さい。
- (エ) 提出書類は、返却しませんのでご了承願います。
- (オ) 提出期限までに到着しなかった提出書類は、いかなる理由があろうと無効となります。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本募集要領を熟読のうえ、注意して作成して下さい。
- (カ) 課題提案書等の差替えは固くお断りいたします。
- (キ) 応募者の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (ク) 課題提案書等の申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

7 課題提案書の審査等

- (1) 支援センターは、6の(2)のアの課題提案書等の提出期限経過後、有効な書類を提出した応募者(以下「課題提案者」といいます。)の経営診断及び課題提案書等の審査(以下「審査等」といいます。)のための委員会(以下「水産加工業者経営改善診断委員会」といいます。)を開催(6月中旬予定)します。
- (2) 支援センターは、水産加工業者経営改善診断委員会の開催日、開催場所、課題提案者ごとの審査等の時間帯及び出席者数の制限等を内容とした開催通知を、応募者に連絡します。
- (3) 課題提案者は、上記により連絡のあった水産加工業者経営改善診断委員会に出席し、審査等を受けるものとします。

なお、水産加工業者経営改善診断委員会への出席に係る費用は、課題提案者の負担とします。

8 助成金交付候補者の選定等

(1) 選定方法

提出された課題提案書等について、次の審査基準に基づき、水産加工業者経営改善診断委員会の審査を行い、応募者の中から、取組事業実施者となり得る候補者（以下「助成金交付候補者」といいます。）を、助成予算の額の範囲内で選定するものとします。

(2) 審査基準

ア 支援事業の必要性

- ・ 応募者の経営内容は、応募者が国産加工原料の調達方法の大幅な変更に取り組む（取組計画）ことにより、改善が期待できるか

イ 取組計画の必要性

- ・ 気候変動による水揚げ時期・水揚げ場所の変動等による影響が認められ、取組計画策定の必要性が認められるか

ウ 取組計画の適格性

- ・ 取組計画の内容は、近年の水揚げ時期・水揚げ場所等を考慮し、適当か

エ 取組計画の実現性・合理性

- ・ 取組計画における国産加工原料の調達方法は適当か

オ 取組計画の効率性

- ・ 取組計画の規模は、期待される経営改善の内容からして妥当か

カ 実施体制の適格性

- ・ 応募者の組織体制、関係者との協力等は整えられているか

キ 波及効果等

- ・ 取組計画の実施により、地域的・社会的な貢献が期待できるか

ク 交付決定取消の原因となる行為の有無（法令遵守）

- ・ 計画書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」といいます。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業者等において、当該取消の原因となる行為を行っていないか。

(3) 審査結果の通知

支援センターは、水産加工業者経営改善診断委員会の審査結果を水産庁長官に提出し、承認された場合、助成金交付候補者として選定した者に対しその旨を通知するとともに、それ以外の応募者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。

本通知は、助成金交付の候補となったこと（又はならなかったこと）をお知らせするものであり、助成金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることになります。

なお、計画書等の内容については、審査結果に基づき修正させていただくことがあります。

ます。

また、助成金交付候補者の氏名又は名称並びに取組内容は、原則として公開します。

9 支援対象加工業者の責務等

助成金の交付決定を受けた事業者（以下「支援対象加工業者」といいます。）は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たっては、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

支援対象加工業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

(2) 助成金の経理管理

交付を受けた助成金の管理に当たっては、適正化法、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）等に基づき、適正に執行する必要があります。

また、助成事業の実施に当たっては、助成事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3) フォローアップ

支援センターは、担当者によるフォローアップを実施し、助成事業の目的が達成されるよう、支援対象加工業者に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行います。

(4) 執行状況調査

支援センターは、事業の進捗状況、成果等に関する調査を行います。（実地調査を含みます。）

助成事業者から提出される報告書及び必要に応じて行われるヒアリングに基づき、当該事業が申請内容、助成金の交付決定の内容及び条件に従って確実に実施されていることの確認を行います。

この調査等の結果によっては、助成事業実施期間中であっても、計画の変更を求める、あるいは、助成金の交付を中止することがあります。

(5) 知的財産権の帰属等

この助成事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権）は、発明者に帰属します。

ただし、この助成事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録を出願又は取得した場合は、支援センターに報告しなければなりません。（支援センターは、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。）

また、助成事業実施期間中及び助成事業終了後5年間において、助成事業により得られた知的財産権（知的財産権を受ける権利を含みます。）の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に支援センターと協議しなければなりません。

(6) 事業成果等の報告及び発表

この助成事業により得られた事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、必要な報告を行わなければなりません。水産庁及び支援センターは、報告のあった成果

を、無償で活用できるほか、支援センターが構築したネットワークシステム等で公表できるものとしします。

また、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が水産庁及び支援センターの見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については支援センターに提出しなければなりません。

(7) その他

ア その他、国の定めるところにより義務が課されることがあります。

イ 今回の募集は、平成 30 年 3 月 31 日までに完了することを内容とした事業を対象としています。複数年の事業として計画することはできません。

ウ 助成金交付候補者であっても、支援センターからの助成金の交付決定の通知以前に実施した事業は、助成対象とはなりません。

エ 助成事業完了後の助成金の実績報告の際に、必要に応じ支援センターの現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。

オ 支援対象加工業者は、当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、助成事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管する必要があります。